

## 確定申告をする必要がある方

次のいずれかに当てはまる方と所得税の納付税額が発生する方は確定申告が必要です。

### ▼ 給与所得者で次にあてはまる方

- ・事業収入がある方
- ・不動産収入がある方
- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けている、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けている、年末調整をしなかった収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方
- ※勤務先で年末調整し、所得税が精算されている方は、申告する必要はありません。

### ▼ 公的年金を受給している次にあてはまる方

- ・公的年金の収入が400万円を超える方、または公的年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ・医療費や社会保険料などの控除を追加する方

### △ 資産（土地・建物・株式・山林）を譲渡された方

確定申告が必要ない方でも、源泉徴収された所得税や予定納税をした所得税が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告が必要です。

なお、還付申告をする場合は、退職所得を除く全ての所得の申告が必要です。

## 確定申告に必要なもの

### ① 収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票、領収書など）

### ② 令和7年の各種控除額を証明する書類

- ・生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の控除証明書
- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書もしくは納付額証明書
- ・医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書
- ・寄附金控除を受ける方は寄附金の領収書
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方は住宅ローン年末残高証明書などの関係書類

### ③ マイナンバーと本人確認書類

マイナンバーの記載と本人確認書類\*の提示またはコピーの添付が必要です。

\* 本人確認書類は以下のものを提示してください。

例1：マイナンバーカード

例2：マイナンバー通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

### ④ 還付を受ける方は、還付先の口座番号がわかるもの



### 【注意】医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費の控除を行う際には、人・病院・薬局ごとにまとめた「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

町申告会場にお越しの際は、事前に作成して来庁をお願いします。

\*領収書は自宅で5年間保存してください。

### ▼ 国保加入の方は医療費通知をご活用ください。

医療費通知を国民健康保険加入者の方に送付しています。この医療費通知は確定申告の際に、「医療費控除の明細書」として利用できます。なお、医療費が高額の場合は、申告の前に医療年金係で高額療養費の払い戻し申請を行ってください。

### ▼ 通知の発送期間

診療が令和7年1月～令和7年11月分→令和8年1月末に発送

診療が令和7年12月分→令和8年2月末に発送

\*発送時期は診療月から2カ月後となりますので、ご了承ください。

問 住民生活課 医療年金係 ☎ 0152-26-8314

# 確定申告

## e-Tax(電子申告)が便利！

### 申告期間

2月16日(月)～3月12日(木)

(e-Tax、網走税務署での申告の場合) 2月16日(月)～3月16日(月)

(還付申告・住民税申告の場合) 2月2日(月)～2月13日(金)

令和7年分所得税などの確定申告相談・申告書の受付を行います。必要がある方は、忘れずに申告してください。

### 町申告会場は役場税務課です！

網走税務署のセンター化に伴い、令和6年度から申告期間を短縮しています。お間違えの無いようお願いします。

### 添付書類の事前作成のお願い

- ・『医療費控除の明細書』や『収支内訳書』については、事前作成してお越しください。代行作成は行いませんのでご承知おきください。
- ・寄附金控除について、複数ある場合は、合計額を計算の上お越しください。

### e-Taxがおすすめ！

e-Taxは確定申告や納税などの各種手続きをインターネットを通じて、いつでもどこでも利用できるシステムです。申告会場は非常に混雑するため、時間がない方もおすすめです。詳しくは国税庁HPをご覧ください。

### らくらく申告、今年もやります！

今年もe-Taxの普及・促進をするため、町会場で自身のスマートフォンで申告していただく「スマホでらくらく申告」を実施します。

初めての方でも安心して利用できるように、職員がサポートいたしますので、積極的にご利用ください。

### 全件税務署へ電子データにて引き継ぎます！

### ▼以下の申告は受付できません

町では、確定申告書を電子データで税務署へ送信する『データ引継ぎ方式』を採用しています。それに伴い、添付書類の提出が必要な以下の申告は、受付できません。あらかじめご了承ください。

### 町申告会場で受付できない申告

- ・青色申告
- ・譲渡所得（総合課税）
- ・株式等の譲渡所得（分離課税）
- ・利子・配当・山林所得
- ・更正の請求・修正申告
- ・損益通算や繰越控除の申告
- ・準確定申告（亡くなった方の申告）
- ・相続税及び贈与税の申告
- ・消費税の申告



(国税庁HP) (スマートフォン申請)

問 網走税務署 ☎ 0152-43-2181

問 税務課 課税係 ☎ 0152-26-8215

### ▼ 町申告会場（斜里町）

会 場 役場税務課（1階6番）

開設期間 2月2日(月)～3月12日(木)

(土日・祝日除く)

受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30

(※11:30～13:00は受付していません)

### △ 混雑予想

下記は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。

2月2日(月)、2月16日(月)、3月12日(木)

月曜日・午前中